

# 2022年度シンガポール 予算案による税制改正の概要

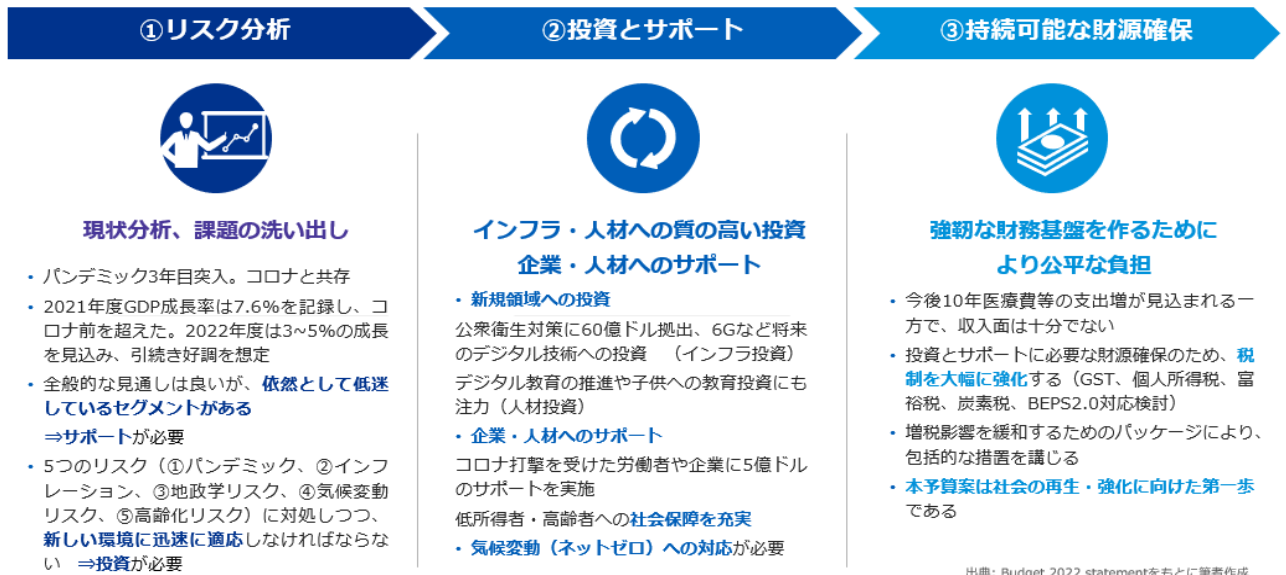


## 1 はじめに

2022年2月18日、2022年度シンガポール予算案（以下、Budget2022）がローレンス・ウォン財務相により公表されました。毎年公表される予算案には歳入、歳出見込の他、政府による国内および世界情勢の分析、今後の展望、フォーカスエリア、シンガポール国民への力強いメッセージ等が織り込まれており、予算案を確認することで「今後のシンガポール政府の目指す方向性」を把握することができます。今回は「Budget2022の背景」と、「税制改正の概要」の2点について解説いたします。

## 2 Budget2022の背景

ローレンス・ウォン財務相のスピーチを読み解くと、大きくは①シンガポールの現状分析・課題の洗い出し、②投資とサポートの必要性に言及し、③投資とサポートには持続可能な財源確保が必要である、という構成になっています。図表に纏めると、次のとおりです。



直近2年間はコロナ対応への注力を優先しており、財政面への言及は多くなかったのですが、Budget2022では、投資とサポートのための財源の必要性（税制を大幅に強化すること）にも力点を置いている点がポイントです。また、主要政策の1つとして、「グリーントランジションの推進」を掲げており、「シンガポールグリーンプラン2030」により、国際社会におけるグリーンエコノミーのハブとしての地位確立を目指している点にも注目です。

次に、Budget2022で公表された主要な税制改正について解説いたします。

### ① 物品サービス税率（GST）引上げ

Budget2018でGST引上げが公表された後、コロナによる経済への影響を鑑みBudget2021まで具体的な引上げ時期は発表されていませんでした。今回Budget2022で具体的な引上げ時期が示され、GST税率は現状の7%から2023年1月1日以降8%、2024年1月1日以降9%と1%ずつ引上げられることになりました。当該引上げにより年間でGDPの0.7%、約35億ドルの税収増が見込まれ、増大する社会保障費、教育費等に使用される予定です。一方で家計負担に配慮するため、シンガポール国民一人あたり700ドルから1,600ドルの現金支給や各種バウチャー支給など、総額66億ドルの強化パッケージが合わせて発表されています。

### ② 高所得者向け増税施策

高所得者向け増税施策として、個人所得税、固定資産税およびARFの税率見直しが公表されました。当該見直しは、いずれも富の再循環、社会的不平等の緩和を目的としたものと政府は説明しています。

#### ● 個人所得税

個人所得税の最高税率が引上げられました。現状、課税所得32万ドル超22%が最高税率であるところ、賦課年度2024年以降は課税所得50万ドル～100万ドルに対して23%、課税所得100万ドル超に対して24%の税率が適用されます。この引上げは個人所得税納税者の上位1.2%に影響し、年間1.7億ドルの税収増につながると予想されています。

#### ● 固定資産税

居住用不動産に係る固定資産税率の引上げも公表されました。投資不動産など所有者非居住の居住用不動産について現状の10～20%から、2024年までに12～36%に段階的に引上げられます。また、所有者が居住している不動産についても現状の0%～16%から、2024年までに0%～32%に段階的に引上げられます。資産価値が高い居住用不動産ほど、税率引上げの影響を受けることになります。当該税率の引上げにより、年間3.8億ドルの税収増につながると予想されています。

#### ● 車両登録料（ARF）

公開市場価格（OMV）が8万ドルを超える部分に関して適用される税率が現状の180%から、220%に引上げられました。当該変更は2022年2月に実施された第2回COE入札以降に適用されます。この引上げにより、年間0.5億ドルの税収増につながると予想されています。



### ③ 炭素税引上げ

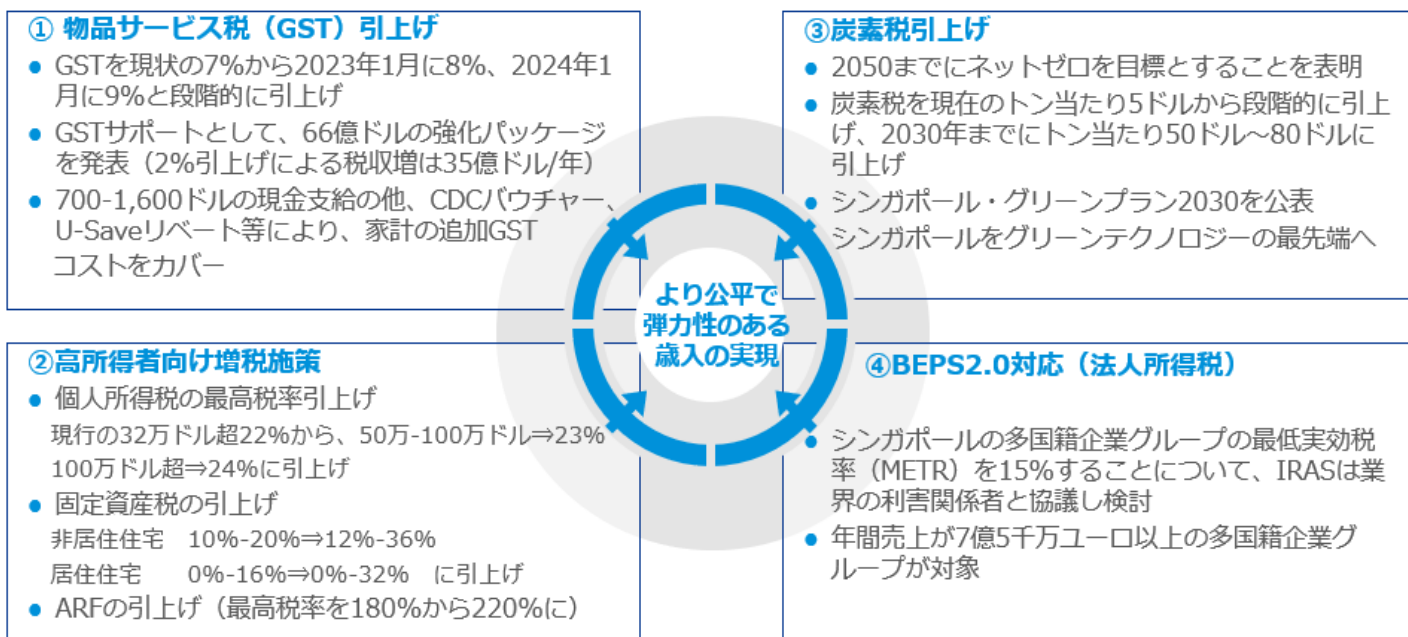
炭素税に関して、現状CO2排出量1トン当たり5ドルと諸外国比でも低水準の税率となっていますが、当該税率を2024年からトン当たり25ドル、2026年からトン当たり45ドル、2030年までにトン当たり50ドル～80ドルと段階的に引上げることが公表されました。政府は、この引上げは税収増が目的ではなく、2050年にCO2排出量実質ゼロ（ネットゼロ）を達成するという政府目標のため、CO2排出量の削減努力を企業や個人に促すことを目的として導入されたものであると発表しています。

### ④ BEPS2.0対応（法人所得税）

2021年12月のBEPS2.0 GloBE モデルルール公表を受け、シンガポール政府としてBudget2022で何らかの対応税制が発表されるか注目されていましたが、今回の予算案では「BEPS2.0への対応として、IRASは最低実効税率（METR）を15%とすることに関し、業界の利害関係者と協議を進めていく」という方針のみが発表されました。BEPS2.0対応ではシンガポールの多国籍企業グループへの影響が予想されるため、OECDの動向と併せて、METRの詳細など、今後の政府からの発表には引き続き注視が必要です。

上記のほか、既存インセンティブ・スキームの延長（コンテナリース料に対する源泉所得税免除、航空機リーススキーム等）や、金融・保険セクター向けの改正点などが発表されています。

これら主要な税制改正の内容を図表にまとめると次頁のとおりです。



出典：Budget 2022をもとに筆者作成

## 4 おわりに

Budget2022は「Charting Our Way Forward Together」をスローガンとして掲げており、ローレンス・ウォン財務相は、「本予算案は社会の再生・強化に向けた第一歩である」と述べています。コロナ後の対応、高齢化社会への対応、外国人に依存する労働環境の改善などの課題がある中で、シンガポールがどのように各種課題に対応しつつ、国としての競争優位を維持、向上させていくのか、今後の政府動向にも注目です。

シンガポール予算案の資料をお求めの方は、KPMGシンガポール 海野 ([sunno@kpmg.com.sg](mailto:sunno@kpmg.com.sg)) までご連絡くださいませ。



## KPMG Singapore, Global Japanese Practice 連絡先

**星野 淳**

**Atsushi Hoshino**

Partner

E: [atsushihoshino@kpmg.com.sg](mailto:atsushihoshino@kpmg.com.sg)

**三枝 優子**

**Yuko Saegusa**

Director, Corporate Tax Advisory

E: [yukosaegusa@kpmg.com.sg](mailto:yukosaegusa@kpmg.com.sg)

**坂本 拓弥**

**Takuya Sakamoto**

Senior Manager

E: [takuyasakamoto@kpmg.com.sg](mailto:takuyasakamoto@kpmg.com.sg)

**白沢 裕希**

**Yuki Shirasawa**

Senior Manager

E: [yukishirasawa@kpmg.com.sg](mailto:yukishirasawa@kpmg.com.sg)

**片淵 万葉**

**Mayo Katafuchi**

Associate Manager

E: [mkatafuchi@kpmg.com.sg](mailto:mkatafuchi@kpmg.com.sg)

---

### KPMG

**16 Raffles Quay**

**#22-00 Hong Leong Building**

**Singapore 048581**

**T: +65 62133388**

**F: +65 62271297**

Find out more about our services at [kpmg.com.sg](http://kpmg.com.sg)

[kpmg.com/socialmedia](http://kpmg.com/socialmedia)



© 2022 KPMG Services Pte. Ltd. (Registration No: 200003956G), a Singapore incorporated company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.